

沼津市「敬老の日」行事演芸会等業務委託
契約候補者選定に係るコンペティション 参加要領

1 目的・趣旨

本市では、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、市内在住の 75 歳以上の方を対象に、式典と演芸会で構成される長寿を祝う会を開催している。出席者の方に楽しんでいただける内容とすべく、公募型コンペティション方式（※）により契約候補者を選定し、運営実施を委託することとする。

この要領は、「沼津市「敬老の日」行事演芸会等業務委託契約候補者選定に係るコンペティション」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※ もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業 務 名 沼津市「敬老の日」行事演芸会等業務委託
- (2) 業務内容 「沼津市「敬老の日」行事演芸会等業務委託 公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 11 月 15 日（火）まで
※ただし新型コロナウイルスの感染状況により中止とする可能性がある。
- (4) 契約金額 契約上限額 4,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
契約金額には、沼津市「敬老の日」行事演芸会等の興行に要する一切の費用を含むものとする。（受付・抽選結果通知等準備、駐車場等交通整理、出演者・スタッフの人件費（源泉所得税を含む）、交通費食事代、宿泊費、著作権使用料 等）
ただし、会場使用料については下記の表のとおり負担するものとする。

		大ホール 使用料	備品使用料 (照明、音響、持込電源等)	空調使用料	楽屋使用料
受託者	前日	×	○ (演芸会リハーサル分)	○ (演芸会リハーサル分)	○ (演芸会リハーサル分)
	当日	×	○ (演芸会分)	×	○ (演芸会関係者分)
委託者	前日	○	○ (式典リハーサル分)	○ (式典リハーサル分)	○ (式典リハーサル分)
	当日	○	○ (式典分)	○	○ (式典関係者分)

※前日の式典リハーサルの開催可否については、事前協議の上決定する

(5) 演芸会開催日程

開催日	部	プログラム・時間
令和4年10月28日(金)	午前の部	式典 10:00~10:15 演芸 10:30~11:30
	午後の部	式典 14:00~14:15 演芸 14:30~15:30

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部長寿福祉課（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当 辻村

電話 055-934-4834 FAX 055-935-0335

E-mail chouju@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本コンペティションに参加する資格を有しない。
なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和4年5月23日(月) ホームページに掲載
2	質問受付	令和4年5月27日(金) 17時までに電子メールで
3	質問回答	令和4年5月31日(火) 17時までにホームページに掲載
4	コンペティション 参加申込	令和4年6月3日(金) 17時必着
5	コンペティション 参加承認の通知	令和4年6月7日(火) 12時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和4年6月21日(火) 12時必着
7	選定委員会(書類選考)	令和4年6月23日(木) 予定
8	選定結果の通知	令和4年6月27日(月) 予定
9	契約締結	令和4年6月29日(水) 予定

※説明会は実施しません

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、コンペティション実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で随時回答を掲載する。

7 コンペティションへの参加申込

以下の書類をコンペティション参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、（４）（５）（６）（７）は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式３）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（１）参加申込書 １部（様式１）

（２）同種業務実績表 １部（様式２）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

（３）会社概要 １部（様式は任意だが１種類とする。パンフレット等でも可）

（４）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式４）

（５）登記簿謄本等 １部（申込日から３か月以内に発行されたもの。）

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し

（６）財務諸表 １部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

（７）納税証明書 １部（申込日から３か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出

① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・法人登記している事業者は「その３」又は「その３の３」を提出
- ・個人事業者の場合は「その３」又は「その３の２」を提出

8 コンペティションへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、コンペティション参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずコンペティション参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（様式自由） ※1社につき1案を上限とする。
- ③ 見積書（様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4判で作成する。
- ② 「(1) 提出書類」のうち②については自社名を入れずに、用紙1枚にまとめ、10部提出する。

(3) その他、注意事項

- ① 見やすいもの、わかりやすいものとする。
- ② 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてコンペティションを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ③ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ④ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「沼津市「敬老の日」行事演芸会等業務委託 公募仕様書」の4に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市「敬老の日」行事演芸会業務受託候補者等選定委員会」の評価を踏まえ、市が契約候補者を選定する。

(2) 審査項目

- ① 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするために行われる「敬老の日」行事にふさわしい企画案であること。
- ② 市内各地域から参加する高齢者の皆さんに充分に楽しんでもいただける企画案であること。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。